

# 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成25年福岡市条例第65号）第17条第1項の規定に基づき、道路（注1）、公園（注2）、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すことにより、道路等における犯罪の防止を図ることを目的とする。

### 2 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について配慮し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

#### (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

多くの人の目（視線）を自然な形で確保することにより、犯罪企図者（注3）が近づきにくい環境を確保する。

#### (2) まちに対する住民等の帰属意識・共同意識の向上（領域性の強化）

住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成し、施設等の維持管理や防犯活動を活発化するよう配慮し、犯罪の起きにくい領域を確保する。

#### (3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

## 3 基本的な考え方

### (1) 指針の適用

この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、道路等の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示し、住民による維持管理や防犯活動を踏まえた取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、計画上の制約、管理体制の整備状況、施設の利用状況、住民の要望等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

## (2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 配慮すべき事項

### 1 道路の構造、設備等

#### (1) 歩行者と車両の分離

道路の整備に当たっては、道路構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案して、必要に応じ、縁石等により歩行者と車両を分離すること。

#### (2) 照明設備

ア 道路構造、沿道状況等を勘案するとともに、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度（注4）を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

#### (3) 地下道等

ア 外部からの見通しの悪い地下道等は、照明設備により、通行人等の安全を確保するために必要な照度（注5）を確保するとともに、必要に応じ防犯ベル（注6）、防犯カメラ（注7）等の防犯設備の設置について配慮すること。

イ 地下道等に設置した防犯設備については、地域住民等と連携し、通報訓練等を通じて、定期的に点検し、適切な整備を行うこと。ただし、当該防犯設備の設置・管理者が地下道等の管理者と異なる場合は、当該防犯設備の設置・管理者が管理することとする。

### 2 公園の構造、設備等

#### (1) 植栽

樹種の選定、配置、剪定等により、周囲からの見通しを確保すること。

#### (2) 遊具等

遊具その他の公園施設については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

#### (3) 照明設備

ア 夜間の通行又は利用が想定される場所においては人の行動を視認できるよ

う、光害及び周辺環境等に配慮しつつ、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

#### **(4) 便所**

ア 便所については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

イ 夜間に利用できる便所においては、建物の入口付近及び内部において、夜間においての人の顔、行動を明確に識別できるおおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

#### **(5) 地域住民等との連携**

公園の維持管理への住民参加などにより、日常から住民が関心を持つ公園とするとともに、公園の周辺における地域住民等による防犯カメラ等の防犯設備の設置を認めるなど、公園利用者の防犯対策に配慮すること。

#### **(6) その他**

ア 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、当該防犯設備の設置・管理者が定期的に点検すること。

### **3 自動車駐車場の構造、設備等**

#### **(1) 柵等による区分**

ア 自動車駐車場の外周は、必要な広さを確保できる場合は、柵等により周囲と区分し、その設置に当たっては、メッシュ又は格子状のものを取り付けるなど、外部からの見通しができる構造とすること。

イ 屋内に設置される自動車駐車場にあつては、地下に設置する場合を除き、可能な限り外部から見通すことができる開口部を確保すること。

#### **(2) 照明設備**

ア 地下又は屋内の自動車駐車場においては、駐車のに供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。ただし、当該自動車駐車場の供用時間外において、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 照明設備は、周辺への光害にも注意して配置するとともに、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度

が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。

### **(3) 防犯設備**

- ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラ及び防犯ミラーを設置すること。
- イ 管理人がいない場合は、施設の規模等の必要性に応じて、入場者を管理するための防犯カメラを設置すること。
- ウ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないよう、定期的に点検すること。

### **(4) 利用者等に対する注意喚起**

- ア 利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意喚起を行うこと。
- イ 防犯施設を有している場合、出入口には、表示板等により、防犯設備を有している施設であることを表示すること。

## **4 自転車駐車場の構造、設備等**

### **(1) 柵等による区分**

- ア 自転車駐車場の外周は、必要な広さを確保できる場合は、柵等により周囲と区分し、その設置に当たっては、メッシュ又は格子状のものを取り付けるなど、外部からの見通しができる構造とすること。
- イ 屋内に設置される自転車駐車場にあつては、地下に設置する場合を除き、可能な限り外部から見通すことができる構造とすること。

### **(2) 照明設備**

- ア 地下又は屋内の自転車駐車場においては、駐車のに供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。ただし、当該自転車駐車場の供用時間外において、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。
- イ 照明設備は、周辺への光害にも注意して配置するとともに、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。

### **(3) 防犯設備**

- ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カ

メラを設置すること。

イ 管理人がいない場合は、施設の規模等の必要性に応じて、入場者を管理するための防犯カメラを設置すること。

ウ チェーン用バーラック（注8）、サイクルラック（注9）の設置により、盗難防止に努めること。

エ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検すること。

#### **(4) 利用者等に対する注意喚起**

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、貴重品の放置防止等の注意喚起を行うこと。

イ 防犯施設を有している場合、出入口には、表示板等により、防犯設備を有している施設であることを表示すること。

（注1）「道路」とは道路法に規定する道路その他これに類するものをいう。

（注2）「公園」とは都市公園法に規定する都市公園その他これに類するものをいう。

（注3）「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注4）「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

（注5）「通行人等の安全を確保するために必要な照度」とは、人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度をいう。地下道の利用形態により、必要な照度は異なり、地下横断歩道の通路は、50ルクス以上必要とし、また、地下街の各構えに接する地下道の非常用の照明設備は、10ルクス以上必要とする。

（注6）「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

（注7）「防犯カメラ」は、「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」等を踏まえ、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。

（注8）「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

（注9）「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有す

るもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。